

監査結果公表第21－3号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年6月17日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	井上依彦

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

平成18年度第1回工事監査（平成21年4月10日付け八土下建第47号）

平成18年度第2回工事監査（平成21年4月21日付け八水第135号）

平成18年度第3回工事監査（平成21年4月27日付け八建公第303号）

平成18年度第4回工事監査（平成21年4月16日付け八建整第32号）

平成18年度第6回工事監査（平成21年4月8日付け八土み第10号）

平成19年度第1回工事監査（平成21年4月10日付け八土下建第47号）

平成19年度第4回工事監査（平成21年4月21日付け八水第135号）

平成19年度第5回工事監査（平成21年4月27日付け八建公第303号）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

平成18年度第4回工事監査（平成21年4月16日付け八建整第32号）

指摘事項		講じた措置または経過の報告		
年度/回	18-4	工事名 市営安中住宅9号館改善工事 住宅整備課		
(1) 計画・設計内容について		前回措置通知	2. 措置予定	その後の措置
ア 本工事の設計のうち北側の増築部分については、従前の躯体構造に接合する「あと施工アンカーボルト」により一体化させる構造で設計がなされている。このアンカーに関する特記仕様書を調査したところ、使用するアンカー径は3種類であるが、使用しない径まで記載されている。また、引抜き強度規定のない径の取り扱いについての記載がなされていなかったため、特記仕様書の内容を整理しておくことが必要であると思われる。		本工事においては、引抜き強度規定のない径については、他の径に準ずると現場監督員と協議をかわし対応しておりますが、今後は特記仕様書の内容を整理します。		1. 措置済 使用する部位ごとに種別を明記するようにしました。
イ 住戸内のバリアフリー化を行うことにより、従来の床面高が約4cm上がるものとなる。このため、住居内の床面から梁下までの高さが1.77m程度となる場所が生じている。床面が仕上がっている1階部分を調査したところ、非常に圧迫されるような感じを受けたので、今後の同種工事においては、出来る限り梁下高さを低くさせないようにすることが望まれる。		前回措置通知	2. 措置予定	その後の措置
		今後の設計において出来る限り梁下高さを低くしないように検討します。		1. 措置済 設計及び現場において、できるだけ高さを取れるよう検討、打合せを行っています。
(2) 積算について		前回措置通知	2. 措置予定	その後の措置
あと施工アンカー材料や防水工事の材料単価について、業者の公表価格（コスト情報）の単価を運用し所定の掛率を乗じて算出しているが、この公表価格の仕様が必ずしも本工事使用のものと一致していない（アンカー長、防水工事の1㎡当りの材料使用量）。公表価格を使用する場合で仕様が異なる場合は、業者見積りを採ることにより公表価格との差がどの程度であるか点検しておくことが必要であると思われる。		今後の積算において公表価格の仕様が工事の仕様と一致しない場合（仕様が異なる場合）、業者見積りを採るなどにより、公表価格との差がどの程度であるか点検します。		1. 措置済 仕様が一致しない場合は、業者見積りを取るようにしています。
(3) 施工について		前回措置通知	2. 措置予定	その後の措置
イ 基礎杭（既成コンクリート杭）の杭芯ずれについては、水平方向で最大115mmとなっており、許容値（100mm）をオーバーしたものが1本見られたが、必要支持力の点検を行った後に補強対策がなされていた。本工事のように杭打ち機械が既存施設に近接して施工する場合は施工性に制約があるため、今後ともよく検討を行うておくことが必要である。		今後についても既存施設に近接して基礎杭を施工する場合は、その施工性を考慮した設計を行います。		1. 措置済 施工性や経済性を考慮し、杭の工法や位置などを設計しています。

平成18年度第4回工事監査（平成21年4月16日付け八建整第32号）

指摘事項		講じた措置または経過の報告		
年度/回	18-4	工事名 市営安中住宅9号館改善工事		住宅整備課
(3) 施工について ウ 工事記録写真の撮影について、部材全幅を示していないもの、説明用ボードがないものがあつた。また、スタッドボルト（鉄骨とコンクリートの付着性を強化する為のボルト）の曲げ試験に関する写真が見られなかつたので今後、写真撮影の際には留意されたい。		前回措置通知	2. 措置予定	その後の措置
		今後は、部材の寸法を示したものとなるよう写真撮影の際には留意します。また、スタッドボルトの写真については整理を行いました。		1. 措置済 部材の寸法などを表記し写真撮影するようにしています。
エ 昨年度に施工した同地区7号館の改善結果に対する入居者からの意見により、コンセントやスイッチ類の位置等が変更されていた。今後とも入居後の住民の意見を次期同種工事の参考とされることが望まれる。		前回措置通知	2. 措置予定	その後の措置
		今後も、入居後の住民の意見を参考に工事を行っていきたいと考えます。		1. 措置済 改善工事や建替工事では入居後の住民の意見を聞き、今後の参考としています。